

社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会  
平成27年度 社会福祉士相談援助実習受入に関する要綱

1. 趣旨

この要綱は、社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会（以下「社協」という。）において社会福祉士相談援助実習生の受け入れを行うにあたり、必要な事項を定める。

2. 実習受入の目的

実習生に対し、実習をとおして相談援助技術等を学ぶ場を提供することで、社会福祉の増進及び人材育成に寄与することを目的とする。

3. 実習期間

平成27年8月～10月のうち、本会が指定する24日間（1日7.75時間、合計186時間）。

4. 受入人数

若干名

5. 対象者

原則として、以下のいずれかの条件を満たす者

- （1）沖縄市内在住の者
- （2）沖縄市出身の者

6. 申し込み方法

在籍する教育機関を依頼者とし、社協会長に対し実習受け入れの申し込みを行う。

※別紙の「社会福祉士相談援助実習申込書」と、「志望動機（A4用紙・800字以内）」を郵送して下さい。（平成27年5月31日必着）

7. 受入の決定

書類選考の上決定し、平成27年6月10日頃までに学校宛てに結果を通知する。

8. 実習謝礼

実習謝礼については、教育機関と調整の上、定めるものとする。なお、実習生個人からの実習謝礼については、受付しない。

9. 実習に係る経費負担

実習に係る経費については、実習生又は依頼者負担とする。

10. 実習受付担当

実習の受付は、総務課企画担当が行い、事前に実習生から希望する実習内容等について調整をする。

### 1 1. 実習指導担当

社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事し、社会福祉士実習指導者講習会課程を修了した職員が、実習の指導及び助言にあたる。

### 1 2. 遵守事項

実習生の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習期間中においては、法令等を遵守し、職員、受付担当並びに指導担当の指導に従わなければならない。
- (2) 実習生は、本会の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 実習生は、実習期間中に知り得た個人情報をはじめ職務上の情報を他に漏らしてはならない。このことは、実習終了後においても永遠に課される義務として心得るものとする。
- (4) 実習生は、あいさつ、言葉づかい、態度及び服装は節度と礼儀をわきまえるものとする。

### 1 3. 実習の中止

実習生が、遵守事項の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があった場合は、当該実習を中止する。実習を中止した場合は、速やかに依頼者にその旨を通知するものとする。

### 1 4. 事故責任等

実習期間中の実習生の過失等によって生じた実習生の負傷又は疾病等については、依頼者の責任において措置を講ずるものとする。

また、実習期間中の実習生の過失等による事故、第三者（当該事業利用者含む）への損害又は財産等への賠償については、依頼者の責任において措置を講ずるものとする。

### 1 5. その他

この要綱に定めるもののほか、実習生の受け入れに関し必要な事項は別に定める。

## ■問い合わせ・申し込み先

社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会 総務課（実習受付担当：兼本 真希子）  
〒904-0003 沖縄市住吉1-14-29 沖縄市社会福祉センター内  
TEL：098-937-3385 / FAX：098-937-3422